

平成29年度情報管理業務に関する事業計画書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を確実かつ効率的に実施することとしている。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の更なる発展に向けた理解活動の推進、再生資源利用の進んだ自動車への割引制度実施に向けた検討及び自治体における大規模災害対策への取組み支援等の新規及び強化施策に取り組むことを通じて、社会への貢献を拡大していくことを中期的な方針としている。また、引き続き質の向上、効率化、自動車リサイクル制度の安定稼働及び運営の基盤強化にも積極的に取り組んでいく。

情報管理センターは、平成29年度の取組として、自動車リサイクルにおける全てのシステム利用者の満足度を向上させるため、ユーザビリティ向上を目的としたシステム改善ニーズを掘り起こし、これに基づくシステム改修を実施するとともに、自治体による事業者指導の円滑化に向けた支援を実施する。

II 事業内容

平成29年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び自治体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な開示に努める。

また、システム運用の円滑化を図るべく、電子マニフェストシステムの利用実態を調査・分析し、環境整備等の改善活動を実施する。主な実施内容は以下のとおり。

(1) 事業者登録情報変更申請方法の電子化

関連事業者の利便性向上及び法令遵守促進のため、事業者情報の変更を紙媒体の申請から電子申請に変更するよう改善する。

(2) 事業者向け操作練習ソフトの改訂及び自治体向け閲覧対応

関連事業者の法令遵守促進及び自治体への情報提供のため、事業者向

け「操作練習ソフト」を最新化し、自治体も閲覧できるよう改善する。

(3) 報告徴収機能のモバイル端末への対応

自治体の利便性向上のため、自治体の事業者立会・監査時に現場で最新の移動報告情報が確認可能となるよう改善する。

(4) JARCデータBookの刷新

理解活動強化による情報発信の質の向上のため、財団内機関誌の内容を拡充する。

2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問い合わせ対応及び事務作業の適正処理のため、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な運営に努める。主な実施内容は以下のとおり。

(1) 自動失効業者の棚卸し

情報精度向上のため、約20千件の登録満了事業者(自動失効業者)の廃業又は存続を整理する。

(2) 事業者の所在地情報の最新化

関連事業者の法令遵守促進のため、市町村合併等で生じた約3.5千件の所在地情報相違事業者の情報を最新化する。

(3) マニフェスト取消し多発業者への注意喚起

引取業者の法令遵守促進のため、誤った移動報告を多発している事業者に対して、発生抑制対策を実施する。

3. 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力)

関連事業者等からファクシミリを使用して書面の提出により使用済自動車等の移動報告を受けたときは、法第117条第1項の規定により定められた情報管理業務規程(以下「情報管理業務規程」という。)に基づき、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する。

4. 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容について書類等の交付を請求されたときは、情報管理業務規程に基づき、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付する。

5. 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取り情報に係る送信の受託)

自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理法人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を資金管理法人へ送信する。

以上